法務省矯少訓第１７号

矯正管区長
少年鑑別所長

在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成２７年５月２７日

法務大臣　上　川　陽　子
（公　印　省　略）

在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、在所者に対する物品の貸与及び支給並びに在所者による物品の自弁並びに在所者に係る金品の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において使用する用語は、少年鑑別所法（平成２６年法律第５９号。以下「法」という。）及び少年鑑別所法施行規則（平成２７年法務省令第３１号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（在所者に貸与等する日常生活に必要な物品）

第３条　法第４１条第１項の規定により在所者に貸与する同項第１号に掲げる物品は、別表１に掲げるとおりとする。

２　少年鑑別所の長は、少年鑑別所の所在地の気候、在所者の身体的状況、当該物品の用途その他の事情に応じて、別表１に掲げる物品の貸与の方法、時期及び数量を定めるものとする。

３　法第４１条第１項の規定により在所者に貸与し、又は支給する同項第３号に掲げる物品は、別表２に掲げるとおりとする。

（在所者に貸与等する日常生活に用いる物品）

第４条　法第４１条第２項の規定により在所者に貸与し、又は支給することができる物品の品名及びその貸与又は支給の基準は、別表３のとおりとする。

（矯正局長の認可による物品の貸与等）

第５条　少年鑑別所の長は、第３条第１項及び第３項並びに前条の規定にかかわらず、法第４１条第１項第１号又は第３号に掲げる物品及び同条第２項に規定する物品のうち、別表１から別表３までに掲げる物品以外のものについて、特に必要があると認める場合には、矯正局長の認可を受けて、在所者にその物品を貸与し、又は支給することができる。

（自弁を許す場合における物品の貸与等）

第６条　少年鑑別所の長は、在所者に対し、自弁の食料品（食事として自弁を許すものに限る。）を摂取することを許す場合には、食事を支給しないものとする。

２　少年鑑別所の長は、在所者に対し、自弁の物品（食料品を除く。）を使用し、若しくは摂取することを許したときは、その許す物品に相当する物品を貸与し、又は支給しないことができる。

（在院中在所者以外の在所者の自弁の物品の使用等）

第７条　規則第２５条第２項の規定により在院中在所者以外の在所者に自弁のものの使用を許す法第４２条第１項第３号に掲げる物品の品名は、別表４のとおりとする。

２　規則第２５条第３項の規定により在院中在所者以外の在所者に自弁のものの使用を許す法第４２条第１項第５号に掲げる物品の品名は、別表５のとおりとする。

（在院中在所者の自弁の物品の使用等）

第８条　規則第２６条第２項の規定により在院中在所者に自弁のものの使用を許す下着の品名及び靴下は、別表６のとおりとする。

２　規則第２６条第２項に規定する法務大臣が定める場合は、出院後の社会生活に円滑に移行するための処遇を行う場合とする。

３　規則第２６条第３項の規定により在院中在所者に自弁のものの摂取を許すことができる法第４２条第１項第２号及び第４号に掲げる物品の品名は、別表７のとおりとする。

４　規則第２６条第３項の規定により在院中在所者に法第４２条第１項第２号及び第４号に掲げる物品について自弁のものの摂取を許すことができる場合は、法第８８条第１項又は第２項の規定により面会を許す場合とする。

５　規則第２６条第４項の規定により在院中在所者に自弁のものの使用を許すことができる法第４２条第１項第３号に掲げる物品の品名は、別表８のとおりとする。

６　規則第２６条第５項の規定により在院中在所者に自弁のものの使用を許すことができる法第４２条第１項第５号に掲げる物品の品名は、別表９とする。

（矯正局長の認可による自弁の物品の使用等）

第９条　少年鑑別所の長は、第７条の規定にかかわらず、法第４２条第１項第３号及び第５号に掲げる物品のうち、別表４及び別表５に掲げる物品以外のものについて、特に必要があると認める場合には、矯正局長の認可を受けて、在院中在所者以外の在所者が自弁のものを使用することを許すことができる。

２　少年鑑別所の長は、前条（第４項を除く。）の規定にかかわらず、下着及び法第４２条第１項第２号から第５号までに掲げる物品のうち、別表６から別表９に掲げる物品以外のものについて、特に必要があると認める場合には

、矯正局長の認可を受けて、在院中在所者が自弁のものを使用し、又は摂取することを許すことができる。

（物品の形状又は規格）

第１０条　少年鑑別所の長は、在所者に自弁のものを使用し、又は摂取することを許す物品について、規律及び秩序の維持その他管理運営上の必要がある場合には、あらかじめ形状又は規格を定めることができる。

（自弁の衣類の洗濯等）

第１１条　少年鑑別所の長は、在所者の自弁の衣類について、必要に応じ、洗濯、補修又は交換をするよう求めるものとする。

２　自弁の衣類を洗濯し、又は補修するために要する費用については、在所者が負担することができない場合において、相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

（他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている在所者についての留意事項）

第１２条　少年鑑別所の長は、その身体について他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている在所者から、別表１、別表５、別表６及び別表９に掲げる物品のうち、他の性別に限り使用が予定されているものについて使用の申出があった場合において、個別具体的な事情を考慮し、必要と認めるときは、これを許すことができる。

（事業者の指定）

第１３条　少年鑑別所の長は、規則第３２条第２号に規定する事業者を指定するに当たっては、差入れ及び購入の事務に支障を生ずることがないよう必要な事項を調査するものとする。

２　前項に定める調査に関し必要な事項は、矯正局長が定める。

附　則

この訓令は、法の施行の日（平成２７年６月１日）から施行する。

附　則〔令和３年法務省矯少訓第５号大臣訓令〕

この訓令は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則〔令和４年法務省矯総訓第２号大臣訓令〕

この訓令は、少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第４７号）の施行の日（令和４年４月１日）から施行する。

附　則〔令和６年法務省矯少訓第２号大臣訓令〕

この訓令は、令和６年２月１日から施行する。

附　則〔令和７年法務省矯少訓第３号大臣訓令〕

この訓令は、令和７年３月１日から施行する。

別表１　在所者に貸与する衣類及び寝具　（法第４１条第１項第１号）

区分	品　　名	摘　　要
衣類	長袖上衣	
	半袖上衣	
	カーディガン	
	チョッキ	
	ズボン	
	半ズボン	
	パンツ	男子に限る。
	ショーツ・生理用ショーツ	女子に限る。
	長袖シャツ	
	半袖シャツ	
	ランニングシャツ	男子に限る。
	スリップ	キャミソールを含む。女子に限る。
	ズボン下	
	ブラジャー	女子に限る。
	夏靴下	
	冬靴下	女子については、タイツを含む。
	パジャマ	
	防寒衣	
	運動衣	
	帽子	

区分	品　　名
寝具	掛布団
	敷布団
	毛布
	まくら
	タオルケット
	敷布団カバー（敷布を含む。）
	掛布団カバー（襟布を含む。）
	まくらカバー

別表２　在所者に貸与し、又は支給する日用品、学用品その他の物品　（法第４１条第１項第３号）

区　　分	品　　名	摘　　要
日用品	ちり紙	支給する。
	歯ブラシ	支給する。
	歯磨き	支給する。
	石けん	支給する。
	石けん容器	貸与する。
	シャンプー	支給する。
	リンス	支給する。
	タオル	貸与する。
	くし	貸与する。ブラシを含む。
	髪止めゴム	貸与する。
	クリーム類	支給する。
	かみそり	貸与する。電池式かみそりについては、収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。
	生理用品	支給する。おりものシート及び妊産婦用具を含む。女子に限る。
	食器	貸与する。
	コップ	貸与する。
	座布団	貸与する。
	サンダル	貸与する。
	運動靴	貸与する。
学用品	各種教材	貸与する。
	鉛筆	貸与する。シャープペンシルが貸与されていない場合に限る。
	ボールペン	貸与する。黒色に限る。
	消しゴム	貸与する。
	シャープペンシル	貸与する。替え芯を含む。鉛筆が貸与されていない場合に限る。
	下敷き	貸与する。
	筆入れ	貸与する。
	定規	貸与する。分度器を含む。
	ノート	貸与する。

別表３　在所者に貸与することができる室内装飾品その他の少年鑑別所における日常生活に用いる物品及び支給することができる嗜好品　（法第４１条第２項、規則第２４条第３項）

区　　分	品　　名	貸与・支給の基準
室内装飾品	花瓶	生花の自弁が許される場合に限る。１人につき、１点に限り貸与する。
	観葉植物（鉢、土及び栄養剤を含む。）	人工観葉植物を含む。１人につき、１点に限り貸与する。
	写真立て	１人につき、１点に限り貸与する。
	ぬいぐるみ	観護処遇上有益であると認められる数量に限り、貸与する。
室内装飾品以外の少年鑑別所における日常生活に用いる物品	手袋	軍手を含む。少年鑑別所の所在地の気候、在所者の身体的状況その他の事情に照らし、特に必要があると認められる場合に限り、貸与する。
嗜好品	菓子	観護処遇上有益であると認められる数量に限り、支給する。
	あめ類	
	氷物	
	清涼飲料その他の嗜好飲料	

別表４　在院中在所者以外の在所者に自弁を許す室内装飾品（規則第２５条第２項）

区　分	品　名	摘　　要
室内装飾品	生花	１人につき、１点に限り許す。
	写真立て	１人につき、１点に限り許す。

別表５　在院中在所者以外の在所者に自弁を許す日用品、学用品その他の少年鑑別所における日常生活に用いる物品　（規則第２５条第３項）

区　分	品　名	摘　　要
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具その他の日用品	タオル	
	バスタオル	
	入浴用スポンジ	
	ハンカチ	
	石けん	
	石けん容器	
	シャンプー	
	リンス	
	くし	ブラシを含む。
	染毛剤	スプレー式のものを除く。黒色に限る。
	ヘアピン	女子に限る。
	髪止めゴム	
	かみそり	電池式かみそりは、収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。
	シェービングクリーム	
	歯ブラシ	デンタルフロスを含む。
	歯磨き	
	歯ブラシケース	
	ちり紙	水溶性に限る。
	箸	
	箸容器	
	スプーン	在所者からの申出内容及び物品の用途に鑑み、使用が認められる事情がある場合その他特に必要があると認められる場合に限る。
	コップ	割れないものに限る。
	クリーム類	着色されないものに限る。
	制汗剤	スプレー式のものを除く。
	化粧水類	
	生理用品	おりものシート及び妊産婦用具を含む。女子に限る。
	綿棒	
文房具、遊具その他の学習又は文化活動に用いる物品	鉛筆	
	色鉛筆	
	消しゴム	

	シャープペンシル	替え芯を含む。
	ボールペン	替え芯を含む。黒色、青色又は赤色に限る。
	万年筆	スペアインクを含む。
	フェルトペン	
	筆ペン	
	蛍光ペン	
	ノート	
	下敷き	
	定規	分度器を含む。規格は３０センチメートル用以下とする。
	筆入れ	
	板目紙	訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限る。
	とじひも	
	インデックス	
	付箋	
	ファイル	
	太陽電池式計算機	在所者からの申出内容及び物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情がある場合その他特に必要があると認められる場合に限る。
	各種教材	通信教育関係教材及び学習用教材に限る。
	パズル	
	数珠	在所者の宗教上の必要性があると認められる場合に限る。
	ロザリオ	
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、在院中在所者以外の在所者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	手袋	軍手を含む。
	マスク	
	尿とりパッド	
	耳栓	在所者からの申出内容及び物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情がある場合その他特に必要があると認められる場合に限る。
	使い捨てカイロ	

別表６　在院中在所者に自弁を許す衣類　（規則第２６条第２項）

区　分		品　名	摘　　要
衣類	下着	パンツ	男子に限る。
		ショーツ・生理用ショーツ	女子に限る。
		長袖シャツ	
		半袖シャツ	
		ランニングシャツ	男子に限る。
		スリップ	キャミソールを含む。女子に限る。
		ブラジャー	女子に限る。
		ズボン下	
	靴下	靴下	女子についてはタイツを含む。

別表７　在院中在所者に自弁を許すことができる食料品及び飲料並びに嗜好品　（規則第２６条第３項）

区　分	品　名	摘　　要
食料品及び飲料	米飯類	食料品について、一食分の食事として自弁を許可する場合には、食事の支給はしない。この場合、その食料品は一食分の食事と評価できるものでなければならない。
	惣菜類	
	清涼飲料その他の飲料	
嗜好品	菓子	
	清涼飲料その他の嗜好飲料	

別表８　在院中在所者に自弁を許すことができる室内装飾品　（規則第２６条第４項）

区　分	品　名	摘　　要
室内装飾品	生花	１人につき、１点に限る。
	写真立て	１人につき、１点に限る。

別表９　在院中在所者に自弁を許すことができる日用品、学用品その他の少年鑑別所における日常生活に用いる物品　（規則第２６条第５項）

区　分	品　名	摘　要
タオル、歯ブラシその他の日用品	タオル	
	バスタオル	
	ハンカチ	
	石けん	
	石けん容器	
	シャンプー	
	リンス	
	ヘアピン	女子に限る。
	くし	ブラシを含む。
	髪止めゴム	女子に限る。
	かみそり	電池式又は充電式かみそりについては、収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。
	歯ブラシ	デンタルフロスを含む。
	歯磨き	
	歯ブラシケース	
	ちり紙	
	クリーム類	
	制汗剤	スプレー式のものを除く。
	化粧水類	
	生理用品	おりものシート及び妊産婦用具を含む。女子に限る。
	綿棒	
学用品その他の知的及び教育的活動に用いる物品	鉛筆	
	消しゴム	
	シャープペンシル	替え芯を含む。
	ボールペン	替え芯を含む。黒色又は赤色に限る。
	蛍光ペン	
	ノート	
	下敷き	
	定規	規格は３０センチメートル用以下とする。
	筆入れ	
	板目紙	訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合その他特に必要があると
	とじひも	

	インデックス	認められる場合に限る。
	付箋	
	ファイル	
	各種教材	通信教育関係教材及び学習用教材に限る。
	数珠	在院中在所者の宗教上の必要性があると認められる場合に限る。
	ロザリオ	
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、在院中在所者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	手袋	軍手を含む。
	マスク	
	尿とりパッド	
	使い捨てカイロ	